

「まるっと京都」周遊観光促進クエスト型デジタルラリー企画・運営業務
に係る質問及び回答について

	質 問	回 答
仕様書	・実施期間「令和8年12月1日から最短で令和9年2月28日まで」について、「最短で」の趣旨をご教示ください。令和9年2月28日を超えて実施期間を延長する場合の最長は今期中という理解で相違ないか。また期間及び費用の取扱いは双方協議によるものと理解してよろしいか。 ・実施期間について、最短令和9年2月28日と記載はございますが。スタンプラリーの実施期間という認識で問題ないか。 ・40の設置箇所の候補は貴連盟からご提案いただけるのか。それとも受託者が設定する必要があるか。 ・各スポットの取材の有無は委託者との協議により決定とありますが、協議の結果、現地取材・撮影を実施することとなった場合、当該費用は委託料の範囲内で対応する想定で相違ないか。 ・知的財産権及びノウハウ等は委託者に帰属とありますが、受託者が本業務の契約締結以前から保有するシステム、プラットフォーム及びその基本的構造・機能・ノウハウは、成果物及び帰属の対象に含まれないという理解でよろしいか。	・「最短で」の趣旨は少なくとも3か月は実施する期間としており、その最短が2月28日までとなります。2月28日を超えて実施する場合は最長でも令和9年3月15日までとしてください。費用については委託料内で収めてください。 ・その認識で問題ないです。 ・企画提案では受託者から提案して下さい。受託後、提案いただいたスポット含め協議の上、設置箇所を確定していきます。 ・委託料の範囲内で対応する認識で間違いないです。 ・その理解で問題ないです。
実施要領 6 (1)(ウ)「京都府税の滞納がないことの証明又は納税証明書」	・京都府内に事務所又は事業所を有さず、京都府税の課税実績がない法人の場合、当該証明書は発行対象外となると理解しています。この場合、どの書類をもって代替すればよいかご教示ください。また、代替書類の提出により応募資格を満たすものとして取り扱われるか併せてご回答ください。	・法人が京都府にない場合でも京都府税の滞納がないことの証明は必要です。募集要項6応募書類(1)ウにも記載している府税ダウンロードサービスを確認の上、提出ください。わからない場合は、下記の連絡先に問い合わせください。 総務部税務課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号：075-414-4427 zeimu@pref.kyoto.lg.jp

その他	・京都府・JR 西日本観光連携協議会が令和 7 年 11 月から令和 8 年 2 月まで実施した「竹の里・乙訓」「お茶の京都」まるっと周遊デジタルスタンプラリーとの関係についてご教示ください。本業務は当該企画とは独立した別企画として設計すべきか、または当該企画との連携・継続性を前提とすべきか。	・当該企画は協議会が行っている事業のため本業務とは別企画となります。本業務との連携・継続性は考えなくてよいです。
------------	--	---